

# 出雲国風土記に載る交通路の解読——1300年前の実情

吉田 薫

## 1. はじめに

『出雲国風土記』（733年編纂。略：風土記）には、郡家間の交通路と区間距離等が記載されている。本稿は、主要な交通路について、国土地理院発行の大正4年測量 1/25,000 地形図（略：T4 測量図）及び明治32年測量 1/50,000 地形図（略：M32 測量図）を用いてそのルートを推定しようとするものである。

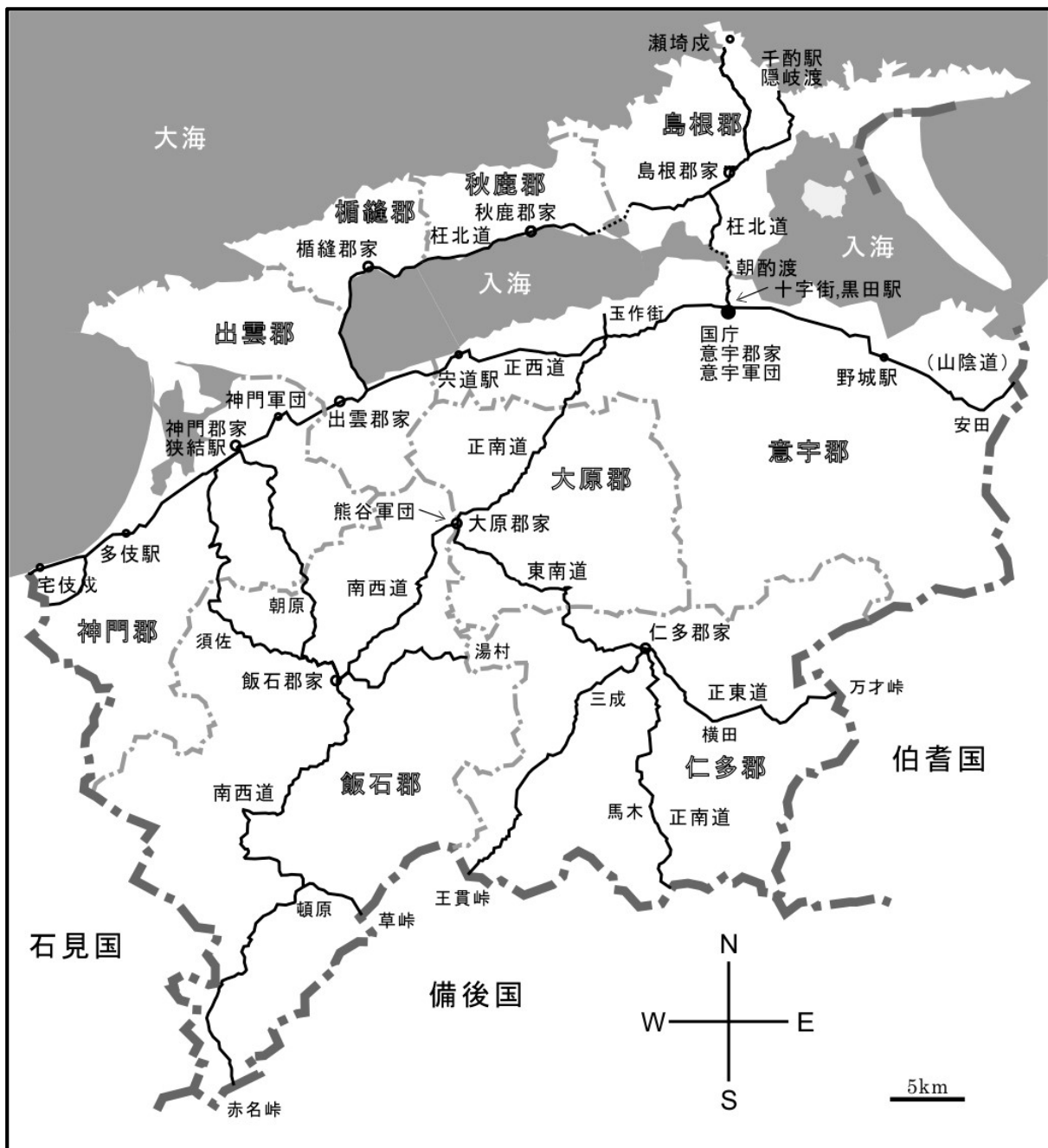


図-1 出雲国の交通路網

※この図は検討結果に基づく。

従来、風土記の記載距離が実際の地理と合わない区間については、誤写や遺漏とされてきた。本稿においては、そうした判断は最小限にとどめ、記述は正しいという前提で検討する。

風土記の記述内容は、島根県古代文化センター編「解説出雲国風土記」<sup>1)</sup>に基づくこととし、照合に用いる地図は、奈良時代と同様に徒歩が重要な移動手段であったころの道路網が分かる T4 測量図 (1/25,000)、T4 測量図がない場所については M32 測量図 (1/50,000) を使用する。地名・名称は、位置の分かりやすさを優先して新旧名称 (現在名及び風土記表記名) を混用する。

## 2. 郡家の位置

当時の出雲国は、意宇郡、島根郡、秋鹿郡、楯縫郡、出雲郡、神門郡、飯石郡、仁多郡及び大原郡の 9 郡で構成されており、主要地点の位置が各郡の郡家からの方角・距離で示されている。各郡家の位置は、現在のところ神門郡家を除き特定されていないので、拙稿の 2017 年度研究報告「出雲国風土記記載の測量データの解釈：各郡の郡家と山の位置関係」<sup>2)</sup>の推定に基づく。

## 3. 交通路と区間距離

風土記に記載されている主な交通路は次のとおりである。

(1) 道度 (みちのり)・・・以下、道のりと表記。

①伯耆国 (東国境)～国庁付近の十字街 (じゅうじのちまた)、②枉北道：十字街～島根郡家～隠岐渡、千酌駅家。島根郡家～佐太橋～秋鹿郡家～楯縫郡家～出雲郡家、③正西道：十字街～野代橋～玉作街～来待橋～佐雑埼 (佐々布)～出雲郡家～出雲河 (斐伊川)～神門郡家～石見国安農郡 (西国境)、④正南道：玉作街～大原郡家、⑤南西道：大原郡家～斐伊河 (斐伊川)～飯石郡家～備後国三次郡 (南西国境)、⑥東南道：大原郡家～仁多郡家、⑦正東道：仁多郡家～阿志毘縁山 (伯耆国境)、⑧正南道：仁多郡家～遊詫山 (備後国境)。

①及び③がいわゆる七道のひとつ「山陰道」に該当する。

(2) 駅路

①東国境～野城駅 (野城橋)～黒田駅 (十字街)、②隠岐道：黒田駅～隠岐渡、千酌駅、③正西道：黒田駅～宍道駅～狭結駅 (神門郡家)～多伎駅～西国境。

(3) 軍団

①意宇軍団 (意宇郡家)、②飯石郡家～熊谷軍団、③神門郡家～神門軍団。

(4) 烽 (とぶひ)

①出雲郡家～馬見烽 (坪背山)、②神門郡家～土棕烽 (大袋山)、③出雲郡家～多夫志烽 (旅伏山)、④島根郡家～布自枳見烽 (嵩山)、⑤意宇郡家～暑垣烽 (車山)。

(5) 戍 (まもり)

①神門郡家～宅伎戍 (たきのまもり：現多伎町)、②島根郡家～瀬埼戍 (現島根町)。

(6) 通道 (かよいじ)・・・郡家から郡境及び国境までの距離が記載されている (各郡条)。

(7) カンナビ山 (4山)・・・郡家からの方角・距離が記載されている (各郡条)。

### 3. 検討の方法

検討方法としては、上述の(1)～(7)の風土記記載距離（略：記載値）を一覧表に整理し、区間割及び誤りの修正を行って照合値とする。これは、(1)～(7)の記載区間が異なる場合や記載値同士が一致しない場合があるからである。

方角の修正は表中で行う。

記載値と図測値が大きく異なる場合は、適宜、次の変更を行う。

#### ①ルートの見直し

複数案を比較する。

#### ②交通手段の変更

水上交通を考慮する。

#### ③郡境の変更

#### ④尺度換算の修正

古韓尺表示の距離が天平尺に換算されたという新井宏の説<sup>3)</sup>を根拠に、距離を修正する。

未換算または二重換算と解釈。

#### ⑤その他

誤記・誤写等。

表-1 枉北道：十字街～千酌駅、島根郡家～出雲郡家東辺

	風土記記載					a)照合値		b)図測値	比率
	方角	道のり	駅等	経由	郡条	里歩	km	km	b/a %
千酌駅	北	17里	34里 140歩	高山: 7里 210歩	17里	17里	9.41	9.35	99.4
島根郡家	※東北	180歩			180歩	180歩			
高山	北	11里 140歩			11里 140歩	11里 140歩	6.13	6.56	107.0
朝酌	渡	80歩			80歩	80歩			
十字街	北	4里 266歩			4里 266歩	4里 266歩	2.61	設定	≒100
島根郡家	西	15里 80歩	—	—	15里 80歩	15里 80歩	8.16	8.52	104.4
佐太橋	—	3丈	—	—	—	※水路	3.18	—	
秋鹿郡家	西	8里 200歩	—	—	8里 200歩	8里 200歩	4.63	4.67	100.9
秋鹿楯縫郡境	西	15里 100歩	—	—	15里 100歩	15里 100歩	8.20	7.96	97.1
楯縫郡家	西	8里 264歩	—	—	8里 264歩	※7里 264歩	4.21	4.24	100.7
楯縫出雲郡境	西	7里 160歩	—	—	7里 160歩	7里 160歩	4.03	4.18	103.7
出雲郡家東辺	※南西	10里 220歩	—	—	14里 220歩	10里 220歩	5.74	5.82	101.4
出雲郡家	—	—	—	—	—	4里	2.14	2.19	102.3
計	100里110歩(隠岐道:17里180歩) 総計記載:99里110歩					99里110歩(正西道除く、 隠岐道:17里180歩)			
意宇郡家～茶臼山	西北	—	—	—	3里 129歩	3里 129歩	1.83	設定	≒100
島根郡家～瀬崎成	東北 ※北	—	19里 180歩	—	—	19里 180歩	10.48	10.78	102.9
秋鹿郡家～朝日山	東北	—	—	—	9里 40歩	9里 40歩	4.88	4.91	100.6
楯縫郡家～大船山	東北	—	—	—	6里 160歩	6里 160歩	3.49	設定	≒100

(注) ・方角は十字街～千酌駅は下段を、島根郡家～出雲郡家は上段を起点とする。 ・※は修正箇所。  
・高山登山口gは分岐fから150m。 ・計に渡は入れない。

(注) 天平尺：1尺=29.7cm、1歩=6尺=1.782m、1里=300歩=534.6m、1丈=10尺=2.97m  
古韓尺：1尺=天平尺×0.8811・・・区間距離の数値は天平尺より大きい。

### 4. 各交通路

山陰道は地形を大幅に改変して造られており、他の道路とは性格を異にするので後述とする。

#### 4-1. 枉北道

##### (1) 十字街～島根郡家

十字街 a～朝酌渡 b は、記載値に基づいてルートが設定できる。照合値 2.61km=図測値。

しかし、朝酌渡 c～島根郡家 II は、記載値 6.13km (11里140歩) に対し、**A：全陸路**ルートだと、図測値は 8.73km (142.4%) と大きく異なる。そこで、**B：水路利用**ルートとして、朝酌渡 b から北岸船着場 d の間に水上交通路 (朝酌促戸) があったとすると、船着場 d～島根郡家 II の図測値は 6.56km (107.0%) となり、ルートの多少の見直しで整合する。(船着場が奥と想像する。)



図-2 枉北道：十字街～島根郡家

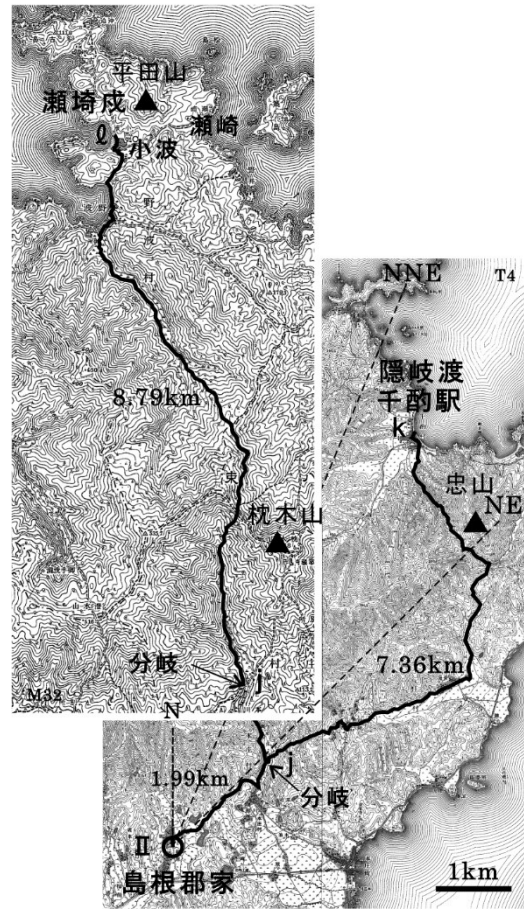


図-3 枉北道：島根郡家～千酌駅

「島根郡条」の朝酌周辺の記事を引用する。

「朝酌促戸（あさくみのせと）。東に通道（かよいじ）があり、西には平原がある。中央は渡しである。ここは筥を東西に且（わた）している。春秋に出入りする大小さまざまな魚が時として筥のあたりに集まって、飛び跳ねて風を押し水を突く勢いで、あるものは筥を破り、あるものは陸に跳ね上げられて干魚となって鳥に捕獲される。中略。朝酌渡。広さ八十歩ほどである。国庁

から海辺に通う道である。」（朝酌促戸を朝酌促戸渡とする書写本もある。）

促戸（せと＝瀬戸）とは、両側に陸地が迫った水路のことであり、音戸の瀬戸等、航路となっている場合が多い。南流する朝酌川が朝酌促戸とすれば、「東に通道、西に平原がある」という位置関係が合致する。また、東流する大橋川に対し、魚が遡上・降下するのと同じ東西方向に筥を渡すということはないであろう。さらに、筥の周辺で勢いよく跳ねる魚の様子などは、水面間近な船上からの情景描写を想わせる。風土記に水上交通についての記述はないが、朝酌渡には船が一隻ある

と記述されている。この船を利用し、陸路の最短コースをたどることのできる B：水路利用ルートを選択するのが合理的である。

よって、十字街～島根郡家間については、B：水路利用ルートが採られたと判断する。

## (2) 島根郡家～千酌駅・瀬崎戌

島根郡家から隠岐への航路がある千酌駅 k に行くには、忠山の西側の道を通ると、照合値 9.41km－図測値 9.35km(99.4%)となる。

瀬崎戌 l に行くには枕木山の西側の道を通る。瀬崎戌は、設置目的である外海の見張りを考慮すれば平田山山頂が適当である。現瀬崎では距離が合わず、また、広い範囲が展望できない。その登り口は現在の小波であろう。したがって、風土記表記の「瀬崎」は、現小波を含む広い範囲であったと推察する。照合値 10.48km－図測値 10.78km(102.9%)。

## (3) 島根郡家～秋鹿郡家

島根郡家Ⅱから山際を通り b 地点に至り、ここより e 地点まで船を利用し、そこから再度、陸路で秋鹿郡家Ⅲまで行く、という「B：水路利用ルート」は、島根郡家Ⅱ～b 地点は照合値 8.16km－図測値 8.52km (104.4%)、b 地点～e 地点 (水路) 3.18km、e 地点～秋鹿郡家Ⅲは照合値 4.63km－図測値 4.67km (100.9%) であり、陸路区間の距離は整合する。T4 測量図によると、b 地点及び e 地点ともに丘陵と水田の境界部であり、風土記時代には佐太水海周辺のクリーク地帯で、船着場があったと推定する。ちなみに、A：陸路山側ルート：Ⅱ～d 地点 10.47km(128.3%)、d～Ⅲ 8.61km(186.0%)。C：陸路沿岸ルート：Ⅱ～c 地点 9.92km(121.6%)、c～Ⅲ 6.73km(145.4%)。



図-4 枉北道：島根郡家～秋鹿郡家

## (4) 秋鹿郡家～楯縫郡家

風土記には、秋鹿郡と楯縫郡の郡境は伊野川 h と記されているが、距離が合わない。ところが、この地点を含む秋鹿郡家Ⅲ～楯縫郡家Ⅳ間には記載値と図測値が整合する。郡境を、分水嶺に基づく i 地点に変更すると、秋鹿郡家Ⅲ～郡境 i 間は照合値 8.20km－図測値 7.96km (97.1%) となる。行政区画変更の混乱に起因すると考える。郡境 i 付近の地名は小境であり、“こおりさかい (郡境)”を連想させる。ちなみに、T4 境界 (現境界) はさらに東側である (図-5)。

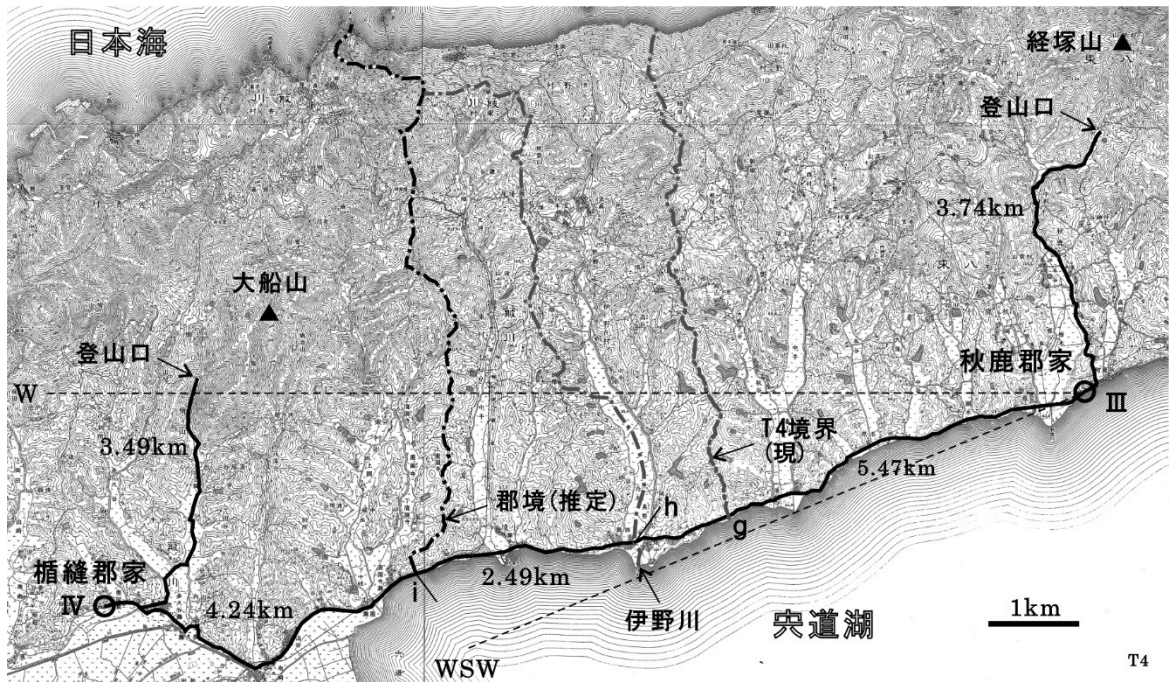


図-5 枉北道：秋鹿郡家～楯縫郡家

後述するが、枉北道の全区間の計は、本文記載の総距離よりも1里多い。よって、総距離に合わせるため、郡境i～楯縫郡家IV間は1里減じて7里264歩とすると、照合値4.21km－図測値4.24km(100.7%)となる。

### (5) 楯縫郡家～出雲郡家

風土記には、楯縫郡と出雲郡の境界は宇加川(宇賀川)と記されている。T4測量図によると、この辺りの境界は著しく曲折している。湿地帯であり、曲折していた河道が境界であったと思われる。

照合値4.03km－図測値4.18km(103.7%)。

郡境kから、M32測量図のほぼ村境沿いに南下する(T4測量図記載の直線的な南下道路はこの時はない)と、風土記の記述どおりに出雲郡家の東辺にあたる地点で正西道に到達する。図-1を合わせ見ると、入海沿いのルートであったようだ。照合値5.74km－図測値5.82km(101.4%)。正西道に達した後、西に向かうと、古代山陰道跡の杉沢遺跡を經由して出雲郡家Vに到達する。照合値2.14km－図測値2.19km(102.3%)

### (6) 総距離

以上の各区間の計は100里110歩(正西道4里除く)である。しかし、風土記には、枉北道計99里110歩(うち隠岐道17里180歩)とある。前述のとおり、秋鹿・楯縫郡境～楯縫郡家間で1里減ずる。

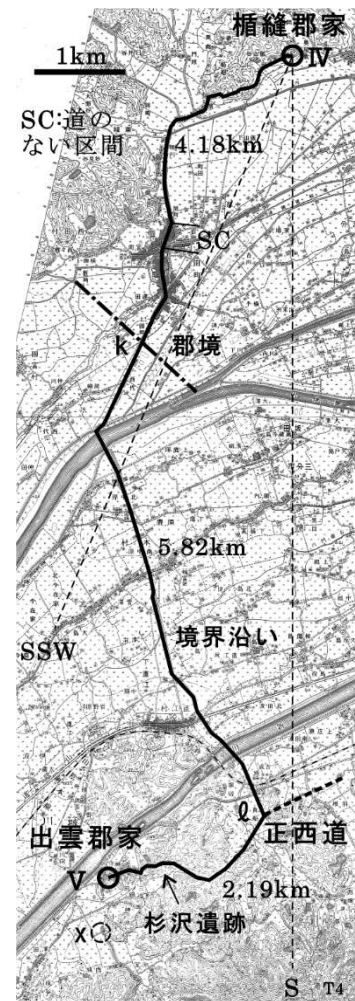


図-6 枉北道：秋鹿郡家～出雲郡家東辺

## 4-2. 正南道

表-2 正南道：玉作街～大原郡家

### (1) 玉作街～郡境

意宇郡と大原郡の郡境は、現在の松江市と雲南市の境界となっている分水嶺である。(玉作街 a の位置は郡境 b からの距離考慮。)

照合値 7.86km－図測値 8.16km (103.8%)。

	風土記記載					a)照合値		b)図測値	比率 b/a
	方角	道のり	駅	経由	郡条	里歩	km	km	
玉作街	南西	14里	—	—	—	14里	7.86	8.16	103.8
意宇-大原郡境	南	23里	—	—	23里	23里	12.45	12.36	99.3
大原郡家-出雲郡境	※南西	85歩	—	—	85歩	85歩	—	—	—
大原郡家-出雲郡境	—	—	—	—	11里 220歩	11里 220歩	6.27	6.59	105.1

(注) ・方角の起点は上段。(以下同) ・※は修正箇所。



### (2) 郡境～大原郡家

郡境 b から大原郡家IXに向けては、A～Cの3ルートが考えられる。ここでは、照合値に最も近く、かつ最短であるBルートを選定する。

照合値 12.45km－図測値 12.36km (99.3%)。

A : 14.19km(114.0%)。 C : 13.38km(107.5%)。

### ○通道：大原郡家～出雲郡境

大原郡家IXから出雲郡境gに向かう道は、斐伊川沿

いを下る。照合値 6.27km－図測値 6.59km (105.1%)。

図示ルートよりも川に近くて短距離だった可能性もある。



図-7 正南道：玉作街～大原郡家

## 4-3-1. 南西道 1

### (1) 大原郡家～斐伊川

大原郡家IXから斐伊川の渡し h は 100m ほどでごく近い (図-8)。

### (2) 斐伊川

斐伊川の渡しの幅は 45m であり、堰がない状態の現河道の水面幅に相当する。川を渡ったところに熊谷軍団がある。

### (3) 斐伊川～飯石郡家

飯石郡家Ⅶの位置は、掛合町の郡（地名）であろう。小高い場所で見晴らしがよく、景観上も適地である。

斐伊川西岸 i から飯石郡家Ⅶに向かっては A、B のルートが考えられるが、距離が短く照合値に近い A ルートを選定する。

照合値 15.82km－図測値 16.28km (102.9%)。

B : 16.68km(105.4%)。

### ○通道：飯石郡家～仁多郡境（温泉河：湯村）

斐伊川は、湯村 o 近傍を流れ、ここが仁多郡境となっている。

X～Z ルートのうち、距離が整合する X ルートを選定する。

照合値 11.76km－図測値 12.30km (104.6%)。

Y : 12.46km(106.0%)。

Z : 13.23km(112.5%)。

表-3 南西道 1：大原郡家～飯石郡家

	風土記記載				a)照合値		b)図測値	比率 b/a %	
	方角	道のり	駅	経由	郡条	里歩	km		
大原郡家	—	57歩	—	—	57歩	57歩	100m	設定	≒100
斐伊川	—	25歩	—	—	25歩	45m	設定	設定	≒100
熊谷軍団				軍団：					
飯石郡家	南西	29里 180歩	—	29里 180歩	29里 180歩	29里 180歩	15.82	16.28	102.9
飯石郡家- 仁多郡境	—	—	—	—	22里	22里	11.76	12.30	104.6

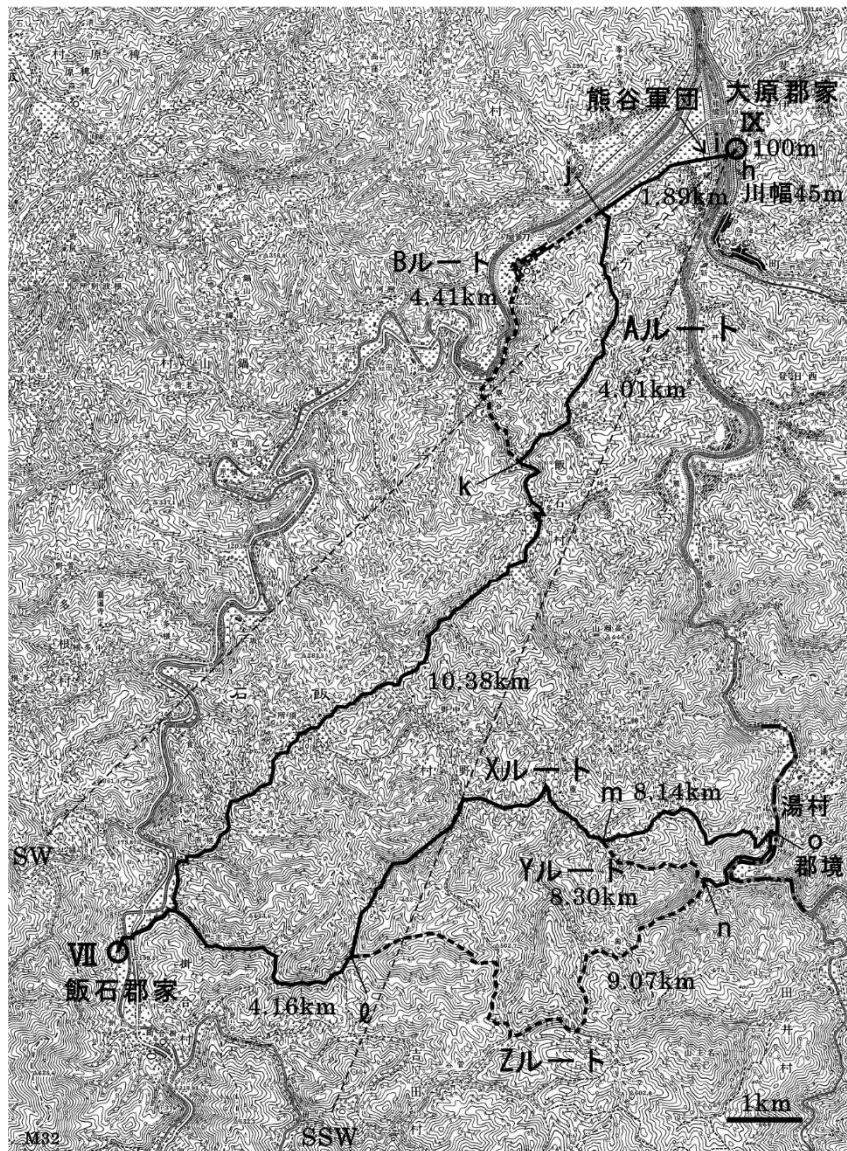


図-8 南西道 1：大原郡家～飯石郡家

## 4-3-2. 南西道 2

### (1) 飯石郡家～南西国境（備後国）

飯石郡家Ⅶから南西国境の赤名峠 x に至るには A～C のルートが想定できる（図-9）。江戸時代の『雲州十郡絵図』においては、A ルート及び C ルートが描かれている（図-10）。



短距離なのは都加賀 s を經由する A ルートであるが、『掛合町誌』<sup>4)</sup>には、A ルートは距離こそ短い勾配がきつく、昔の牛馬の移動等には C ルートが利用された、とある。C ルートであれば距離も整合する。照合値 42.77km－図測値 44.01km(102.9%)。現在、飯石郡家VIIの近隣区間は廃道となっている。A ルート：36.90km (86.3%)。B ルート：40.06km (93.7%)。

表-4 南西道 2：飯石郡家～南西国境

	風土記記載				a)照合値		b)図測値	比率
	方角	道のり	駅	経由	郡条	里歩	km	b/a %
飯石郡家 南西国境	南	80里	—	—	81里	80里	42.77	44.01 102.9
飯石郡家 ～琴引山	正南	—	—	—	35里 200歩	35里 200歩	19.07	20.34 106.7
飯石郡家 ～草峠	—	—	—	—	39里 200歩	39里 200歩	21.21	22.66 106.8

○飯石郡家～琴引山（登山口）

C ルート経由では距離が合わない。都加賀経由の A ルートだと、照合値 19.07km－図測値は 20.34km (106.7%) となり、概ね整合する。

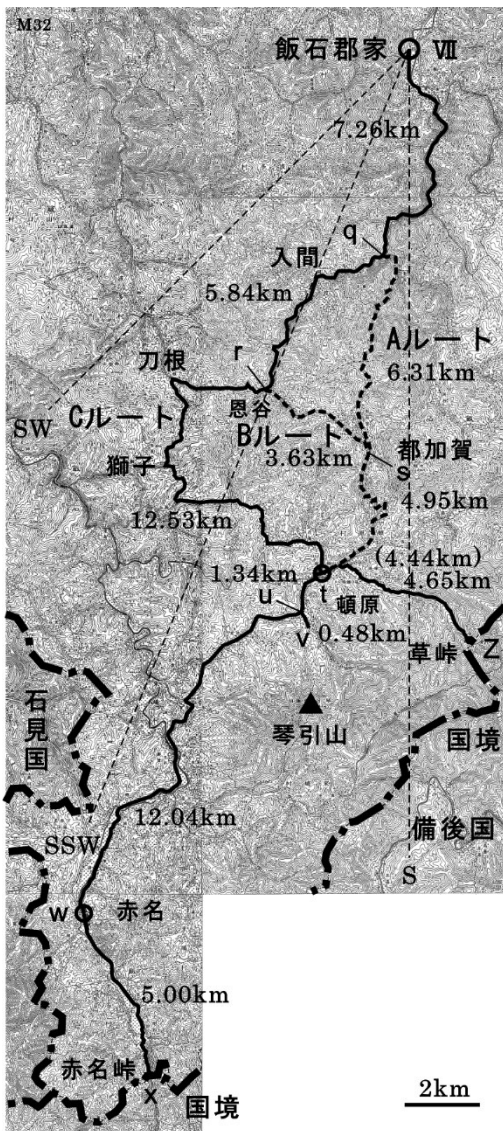


図-9 南西道 2：飯石郡家～南西国境



図-10 雲州十郡絵図（推定天保年間）

- 1:掛合町
- 2:入間村
- 3:刀根村
- 4:獅子村
- 5:都加賀
- 6:頓原村
- 7:赤穴村

○飯石郡家～草峠

草峠までは、同様に A ルートを経由する。照合値 21.21km－図測値 22.66km(106.8%)。

(2) 総距離

十字街から南西国境までの距離は、十字街～19里～玉作街～37里295歩～大原郡家～29里262歩（郡家～斐伊川含む）～飯石郡家～80里～南西国境（赤名

峠) の計 166 里 257 歩となる。本文にも南西道の計は 166 里 257 歩と記述されている。

これとは別に、風土記巻頭には国の南北の長さ 182 里と記載されている。各表の照合値は、千酌駅～17 里 180 歩～島根郡家～16 里 106 歩～十字街、玉作街～37 里 295 歩～大原郡家～29 里 262 歩～飯石郡家～80 里～南西国境の計 181 里 243 歩となり、両者は一致するといつてよい。

表-5 東南道・正東道・正南道

4-4. 東南道・正東道・正南道

(1) 大原郡家～郡境

大原郡家IXから郡境 a までは、概ね久野川沿いの道である。

M32 測量図には、郡境付近に近道があるが、図示のルートが照合値に近い。照合値 12.62km—図測値 12.54km (99.4%)。

	風土記記載				a)照合値		b)図測値	比率 b/a	
	方角	道のり	駅	経由	通道	里歩	km		
大原郡家	東南	23里	—	—	23里	23里	12.62	12.54	99.4
大原仁多郡境		182歩	—	—	182歩	182歩			
仁多郡家	東南	16里	—	—	16里	16里	8.99	8.38	93.2
		246歩	—	—	236歩	246歩			
伯耆国境	正東道(マ)	35里	—	—	35里	35里	18.98	18.00	94.8
仁多郡家	正南道(マ)	38里	—	—	37里	38里	20.53	21.27	103.6
備後国境		121歩	—	—	150歩	121歩			
仁多郡家～王貴峠	—	—	—	—	53里	※46里210	24.97	24.18	96.8

(注) ・方角の起点は上段。 ・※は修正箇所。



図-11 東南道・正東道・正南道

## (2) 郡境～仁多郡家

郡境 a の峠を越え、仁多郡家VIIIに至る。照合値に比較し、図示のルートはやや短い、理由は不明である。照合値 8.99km－図測値 8.38km (93.2%)。

## (3) 正東道：仁多郡家～伯耆国境

正東道は、仁多郡家VIIIから伯耆国境 c (阿志毘縁：現阿毘縁) に向かう道であり、通説は A ルートであるが、照合値よりかなり短く、恐らく険しい (現道も紆余曲折している)。よって、距離が照合値に近くて当地方の中心地である横田を経由する B ルートを選定する。

照合値 18.98km－図測値 18.00km(94.8%)。A ルート： 17.57km(92.6%)。

## (4) 正南道：仁多郡家～備後国境

正南道には、X～Z のルート候補がある。次の理由により Y ルートを選定する。①備後国境 g に向かうのに合理的なルートである。②図上での判断だが、X ルートより道がよい。③通説の Z ルートは迂回距離が長く、照合値を大きく上回る。現在、この道は国境の峠の麓で途絶している。

照合値 20.53km－図測値 21.27km(103.6%)。X：20.59km(100.3%)。Z：24.61km(119.9%)。

## ○通道：仁多郡家～王貫峠

風土記には、仁多郡家VIII～王貫峠 (比市山) j 間は 53 里 (28.33km) と記載されているが、図測値 24.18km と全く合わない。一方、近くの鯛ノ巢山までの距離は 31 里 (16.57km) となっており、こちらは図測値 17.13km (103.4%) と整合する。よって、53 里は古韓尺換算時の誤りと判断し、46 里 210 歩 (53 里×0.8811) に修正する。照合値 24.97km－図測値 24.18km (96.8%)。

## 4-5. 烽・山野・通道

表-6 烽・山野・通道

### (1) 出雲郡家から

出雲郡家V (2017 報告は x) 及び 仏経山登山口の位置及び登山道は、2017 年度研究報告を修正した。その理由は、正西道との関係 (位置、距離)、高台・見晴らし、神社 (加毛利神社) の存在等である。これに伴い、出雲郡家V～仏経山登山口 e (照合値 1.87km＝図測値) と登山道、弥山登山口までのルートを修正した (表-6、図-12)。

出雲郡家V～大原郡境 f は、照合値 8.09km－図測値 8.02km (99.1%)。

出雲郡家Vから旅伏山 (多夫志烽) 及び弥山 (出雲御崎山) に向かうには、分岐点 a まで同じ道を通り、次にそれぞれの目的地を目指す。

旅伏山登山口を b 地点とすると、照合値 7.02km－図測値 6.98km (99.4%) と整合する。

弥山登山口 c までは、照合値 14.90km－図測値 15.01km (100.7%)、弥山登山口を経由して坪背山登山口 d までは、照合値 17.53km－図測値 17.68km (100.9%) といずれも整合する。

	地点	風土記		照合値		図測	比率	
		方角	里・歩	里・歩	a) km	b) km	b/a %	
出雲郡家	旅伏山 (烽)	正北	13里40歩	13里40歩	7.02	6.98	99.4	
	弥山 (山野)	西北	27里260歩	27里260歩	14.90	15.01	100.7	
	坪背山 (烽)	西北	32里240歩	32里240歩	17.53	17.68	100.9	
	仏経山 (神名)	東南	3里150歩	3里150歩	1.87	設定	≒100	
	大原郡境	—	15里38歩	15里38歩	8.09	8.02	99.1	
神門郡家	大袋山 (烽)	東南	14里	14里	7.48	7.37	98.5	
	飯石郡境	朝原	—	19里	※21里170	11.53	11.37	98.6
飯石郡家	飯石郡境	向名	—	25里174歩	25里174歩	13.68	13.70	100.1
	神門郡境	朝原	—	21里	※23里250	12.74	13.00	102.0
	神門郡境	向名	—	28里60歩	28里60歩	15.08	15.20	100.8

(注) ・※は修正箇所。・(神名)は神名火山。

・他の烽・他の山野・他の通道は、各道のりの項に記載。

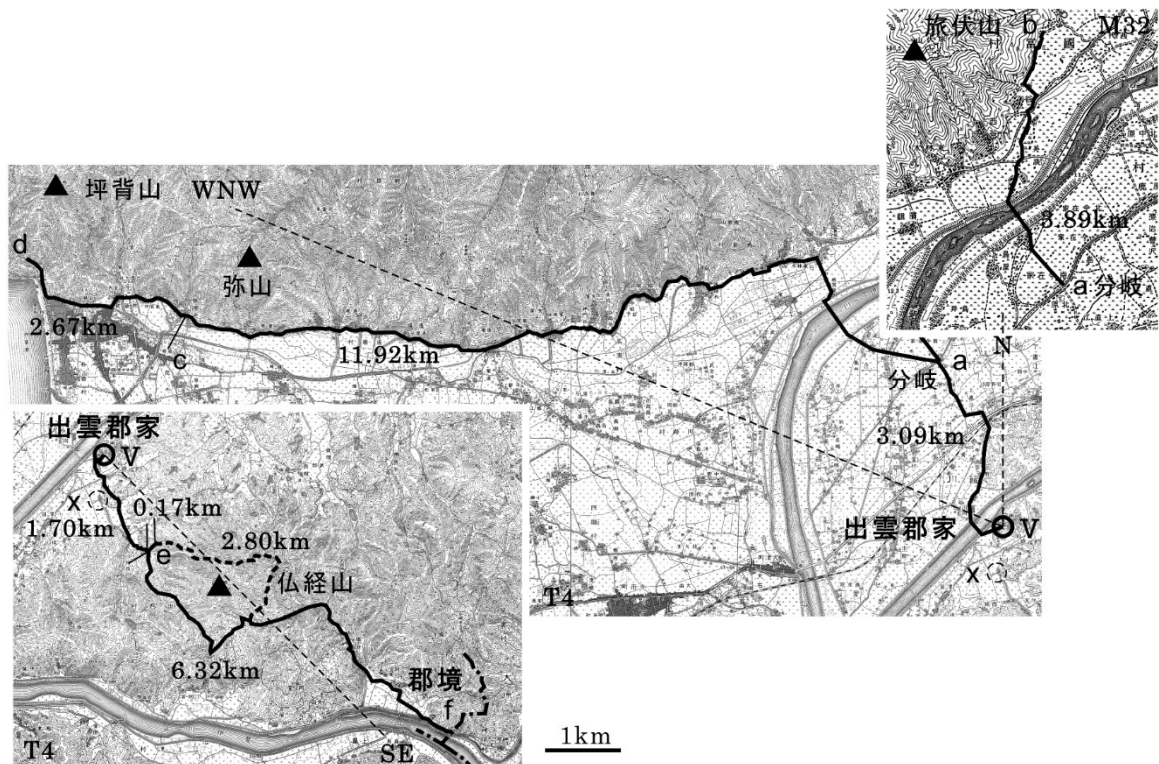


図-12 出雲郡家から各所への交通路

## (2) 神門郡家から

神門郡家VIの位置は、神戸川沿いの古志本郷遺跡とされている<sup>5)</sup>。

神戸郡家VI～大袋山 g は、照合値 7.48km－図測値 7.37km(98.5%)と整合する (図-13)。

神戸郡家VIから飯石郡境・朝原 h (堀坂山)、近隣の王院山、弓掛山はいずれも 19 里 (10.16km) となっているが、図測値 (h 地点 13.85km) と合わない。この辺りの M32 境界は分水嶺ではないので、すっかりした形となる王院山～h'地点～弓掛山にかけての尾根筋に修正する。また、古韓尺を天平尺に変換するときミスが生じたとし、照合値を 21 里 170 歩 (19 里÷0.8811 : 11.53km) に修正すると、図測値 11.37km (98.6%) となる。

(神門郡家～堀坂山の直線距離は概ね 19 里であり、作図の際の混同だろうか?)

現在は出雲市に所属する須佐 (東須佐、西須佐) は、1956 年 (S31) までは飯石郡であった。したがって、M32 測量図の郡境を修正する必要はない。神門郡家VI～飯石郡境・向名 i (与曾紀村) は照合値 13.68km－図測値 13.70km(100.1%)と整合する。

## (3) 飯石郡家から

飯石郡家VII～神門郡境・朝原 h'は古韓尺換算時のミスとし、23 里 250 歩 (21 里÷0.8811) と修正すると、照合値 12.74km－図測値 13.00km (102.0%) となる。

飯石郡家VII～神門郡境・向名 i (与曾紀村) は、照合値 15.08km－図測値 15.20km (100.8%) と整合する。

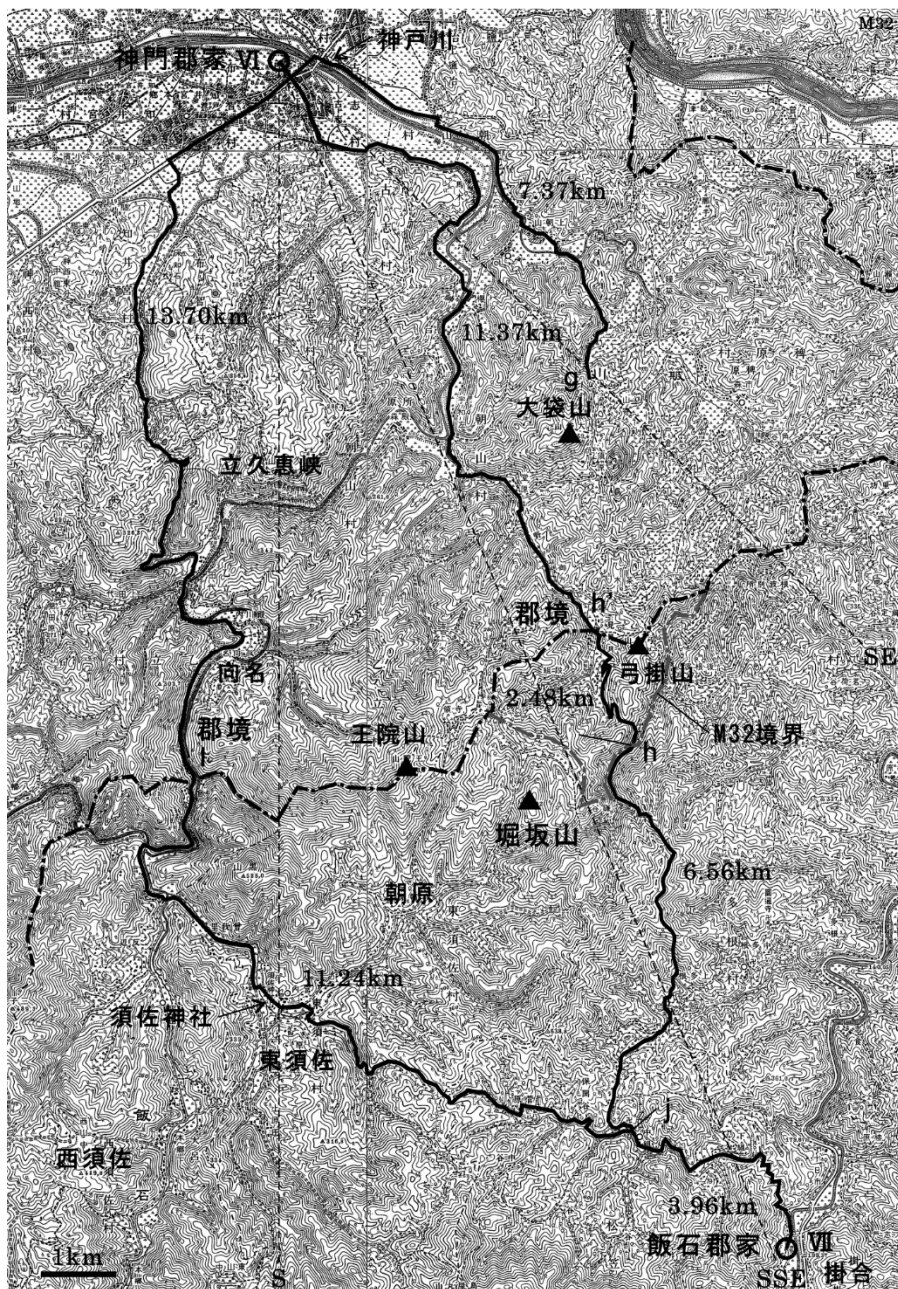


図-13 神門郡家から各所への交通路

#### 4-6. 山陰道

風土記において「山陰道」という名称は使用されていないが、東国境～十字街～西国境を結ぶ道路が該当する。

律令時代の七道は、律令国家の強大さと集権制をアピールするため、

直進性をもつことが特徴であり、谷は埋め、丘陵地は尾根を整地し、切通しにしたとされる<sup>6)</sup>。他の道が山すそや川沿いを通り地形に従ったルートを探るのに対し、七道のひとつである山陰道は

表-7 東国境～十字街

	風土記記載					a)照合値		b)図測値		比率 b/a
	方角	道のり	駅等	経由	通道	里歩	km	km	%	
東国境	西	20里 180歩	20里 180歩	—	41里 180歩	20里 180歩	11.01	11.16	101.4	
野城橋	西	21里	21里	—		21里	11.23	11.46	102.0	
十字街										
意宇郡家 ～車山	正東	—	20里 80歩	—	—	20里 80歩	10.83	11.52	106.4	

(注)・野城橋と野城駅、十字街と黒田駅は同位置とする。

直線状にルート設定をしなければ距離が合わない等、かなり性格を異にしている。

古代山陰道の道路幅は、杉沢遺跡より約9メートルと推定されている。

### (1) 東国境～十字街

照合値に合わせると、かなり直線的となる（比率は概ね100%）。国境 a～野城橋 b 間は、概ね道路沿いにルート設定できるが、山間部を通る野城橋 c～十字街 f はそれが難しく、図-14 のルートは交差点等のポイントを押さえたに過ぎない。

意宇郡家 I から出雲五峰のひとつである車山（暑垣峰）登山口 e までは、照合値 10.83km に対し、図測値は 11.52km（106.4%）で、さらなる短縮ルートがあったとも考えられる。

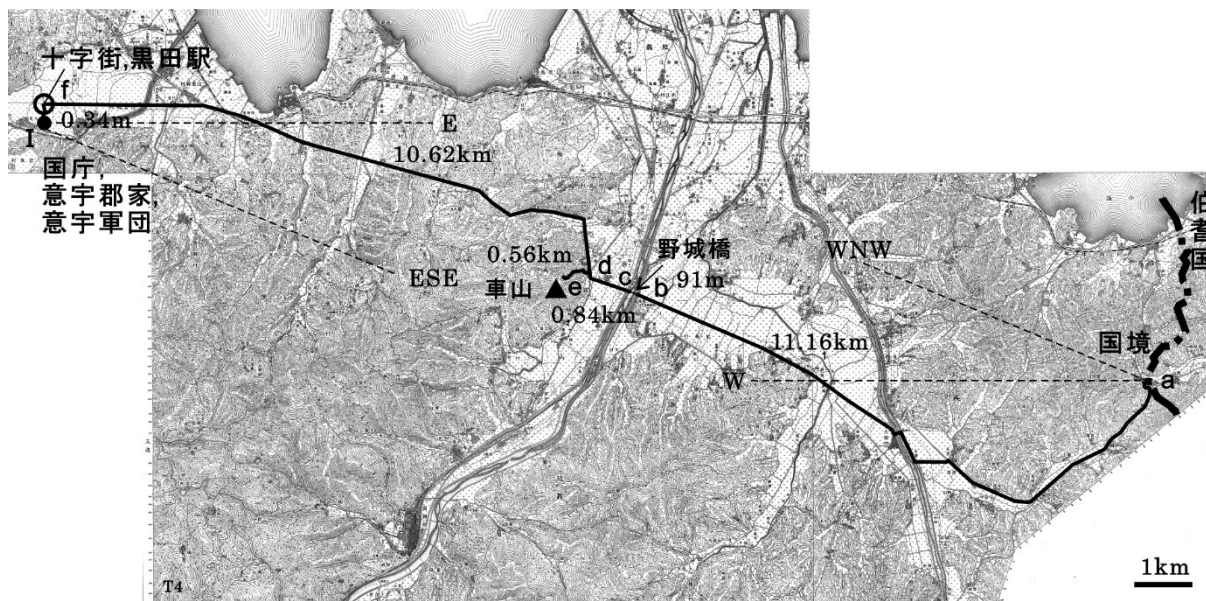


図-14 東国境～十字街（山陰道）

### (2) 十字街～佐雑埼

正西道の国府付近の十字街～意宇・出雲郡境の佐雑埼間については、通説の入海沿いのルート（A：沿岸ルート）では、どうしても実距離と合わない。そこで B：山間ルートを設定し、比較を行う（図-15）。

宍道駅～佐雑埼間は池橋達雄の説によるが、宍道駅 x を経由するルート（点線）の可能性もある。

表-8によると、A：沿岸ルートは、かなり恣意的に設定をしているのにも関わらず、その図測値は、十字街 f～野代橋 g～玉作街 i～来待橋 l～宍道駅 m の全区間において、照合値と合致しない。

表-8 十字街～佐雑埼間のルート比較

	a)照合値		A:沿岸ルート			B:山間ルート		
	里歩	km	b)図測値 km	比率 b/a %	評価	c)図測値 km	比率 c/a %	評価
十字街	12里	6.42	4.60	71.7	×	6.43	100.2	○
野代橋	7里	3.74	4.33	115.8	×	3.81	101.9	○
玉作街	9里	4.81	6.07	126.2	×	5.17	107.5	△
来待橋	10里	5.35	4.57	85.4	×	6.74	126.0	×
宍道駅	※12里	6.42	4.57	71.2	×	6.74	105.0	○
	4里30歩	2.19	2.06	94.1	△	2.06	94.1	△
佐雑埼	※4里	2.14	2.06	96.3	○	2.06	96.3	○
地点評価	野代橋			○			△	
	玉作街			×			○	
	来待橋			○			○	
橋幅評価	野代橋	4.5m		×			○	
	来待橋	3.9m		×			○	

(注) ・※は古韓尺(天平尺×0.8811)による修正値。  
 ・○:整合(≤5%), ×:不整合, △:若干疑問(≤10%)。

一方、B：山間ルートは、ほぼ T4 測量図で示される道沿いに設定でき、また、その図測値は、概ね照合値と整合する。

地点（橋、街）については、A：沿岸ルートの場合、野代橋 g 及び来待橋 l は問題ないが、玉作街は玉造温泉の元湯のある j 地点近辺とならない。B：山間ルートの場合、野代橋 h の位置は距離合わせであるが（△と評価）、玉作街 j は玉造温泉街の一角に、来待橋は交通の要衝・大森 k に設定できる。

橋の幅については、図-14 の野城橋は 2 丈 6 尺（7.7m）と山陰道の幅約 9m に近いが、野代橋は 1 丈 5 尺（4.5m）、来待橋は 1 丈 3 尺（3.9m）と山陰道の規格に合わず、律令時代以前から存在していた道の橋であることを示唆している。したがって、A：沿岸ルート周辺において山陰道の遺構があるとしても、風土記完成時（733 年）には開通していなかったと思われる。

よって、正西道は B：山間ルートだと判断する。

来待橋～佐雑埼間 14 里 30 歩については古韓尺換算時のミスとし、16 里（14 里 30 歩÷0.8811）に修正し、来待橋～穴道駅間は 12 里、穴道駅～佐雑埼間は 4 里とする（表-9）。



図-15 正西道：十字街～佐雑埼

### (3) 佐雑埼～出雲郡家

この間には、古代山陰道跡とされる杉沢遺跡がある。丘陵地を切り開いて造成されており、山陰道が直線的に建設されたことを示している。

図-16 のルートは既往報告<sup>78)</sup>を概ね踏襲した。照合値 7.06km－図測値 7.29km（103.3%）。

### (4) 出雲郡家～神門郡家

出雲郡家 V から西の斐伊川の渡（50 歩＝89m）の位置は、照合値 1.18km により設定する。

道のりの記述は、斐伊川～神門郡家 7 里 25 歩（3.79km）となっている。神門郡家 VI は神戸川西岸で確認されており、直線距離でも 6.25km あり整合しない。一方、軍団の項では、神門郡家～神門軍団 7 里となっている。

本稿では区間の遺漏があったと解釈し、出雲郡家～神門郡家間で 7 里を加える。したがって、斐

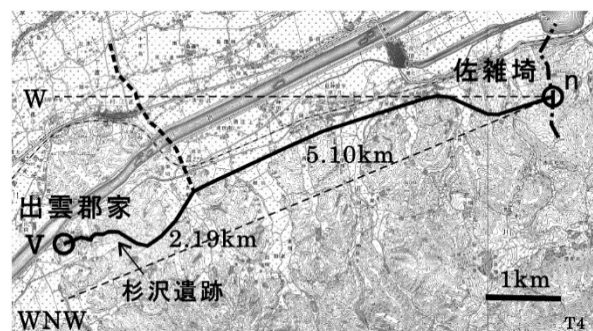


図-16 正西道：佐雑埼～出雲郡家

伊川西岸～7里～神門軍団～7里25歩～神門郡家VI（狭結駅）とする。端数25歩（45m）は、神戸川の渡である。

斐伊川西岸 p から神門郡家VIへ向けてのルートは丘陵部の北側を迂回するAルート、丘陵部を横断するBルートが考えられる。

本稿は、次の理由により、Aルートを推す。

- ①距離が整合する。
- ②北方には平野や水海が開けており、軍団が出動するには好位置である。
- ③後の時代、神門軍団 q 周辺は当地方の中心地（大津、今市）として栄えた。

斐伊川 p～神門軍団 q：照合値 3.74km－図測値 3.77km（100.8%）。神門軍団 q～神門郡家 IV：照合値 3.79km－図測値 3.84km（101.3%）。

ただし、この間は推定の度合いが高く、出雲郡家及び神門軍団の位置の確定が待たれる。

表-9 正西道：十字街～西国境

	風土記記載				a)照合値		b)図測値	比率	
	方角	道のり	駅等	経由	里歩	km	km	b/a %	
十字街	西	12里	38里	-	42里 30歩	12里	6.42	6.43	100.2
野代橋		6丈				6丈	18m	設定	≒100
玉作街	西	7里				7里	3.74	3.81	101.9
来待橋	西	9里				9里	4.81	5.17	107.5
		8丈				8丈	24m	設定	≒100
宍道駅	西	14里 30歩				※12里	6.42	6.74	105.0
佐雑崎						※4里	2.14	2.06	96.3
出雲郡家	西	13里 64歩				13里 64歩	7.06	7.29	103.3
	西	2里 60歩				2里 60歩	1.18	設定	≒100
出雲河	-	50歩				-	50歩	89m	設定
神門軍団	西	7里 25歩	軍団： 7里	7里 25歩	※7里	3.74	3.77	100.8	
神門郡家狭結駅				7里 25歩	7里 25歩	3.79	3.84	101.3	
多伎駅	西 ※	33里	19里	戌： 31里	33里	19里	10.16	10.25	100.9
宅伎成	南西		14里	-		12里	6.42	設定	≒100
西国境				-		2里	1.07	1.09	101.9
各区间計	97里229歩				106里229歩				
	総計記載：106里244歩								
神門郡家～川合	-	-	-	36里	36里	19.25	19.29	100.2	

(注)・方角の起点は上段。・※は修正箇所。・計に橋長は入れない。

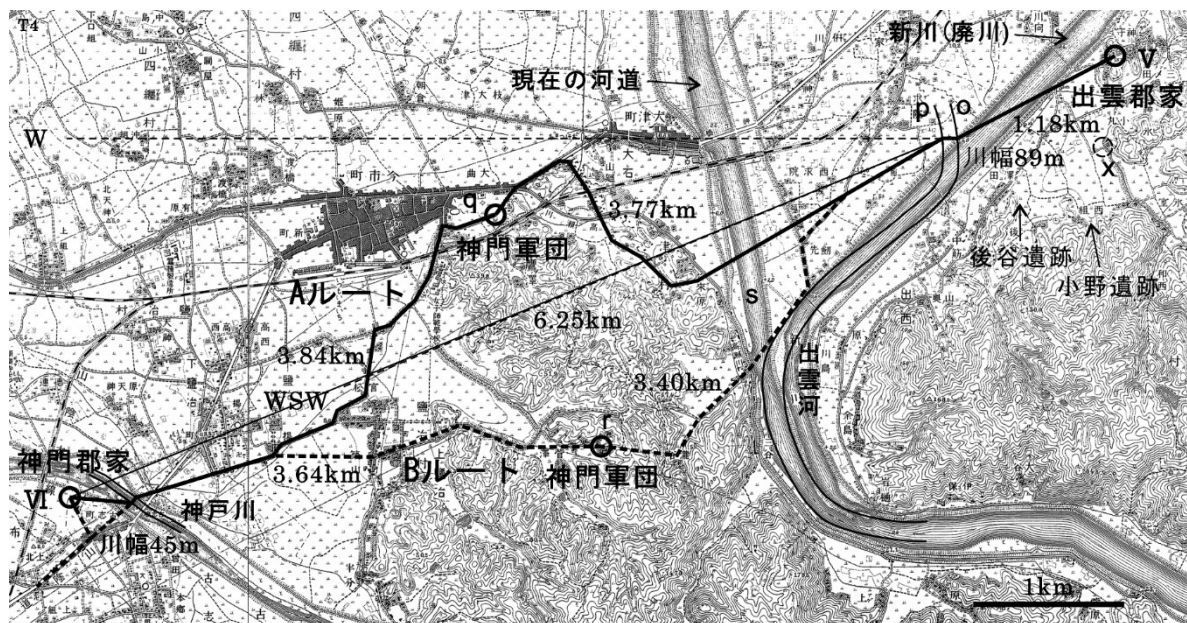


図-17 正西道：出雲郡家～神門郡家



**(注) 斐伊川河道について**

2017年度研究報告において、斐伊川の水面幅が、現在の約250mに対し、風土記では89m（渡50歩）とされていることは、今のような天井川でなかった証拠であるとした。

『斐伊川町誌』（1966）には、ボーリングの結果として、「地表より6～7mから弥生土器・土師器出土、上部に土砂堆積」とあり、これを裏付ける。

	現在の水面幅	流域面積	流域面積比の水面幅
伊萱堰	70m	732.40km <sup>2</sup> （新伊萱水位流量観測所）	70m（固定）
渡河地点	250m	911.40km <sup>2</sup> （大津水位流量観測所）	87m（≒50歩）

※流域面積は国土交通省「水文水質データベース」による。

本稿では、河道の平面形状を図-17のように推定した。これは、出雲郡家Vから1.18kmで渡、斐伊川を渡った後は、堤防との兼用の可能性を含みつつ、対岸の丘陵地に向かって直進という前提である。堤防があったとすれば、郡家関連施設のある右岸が高く、左岸が低かったであろう。

当然、洪水時にはs地点付近では、直流する洪水を受けて堤防が決壊する恐れがある。だが、そこで堤防が決壊する（ように少し低くしておく）ことにより、郡家周辺の施設は護られる。竹林征三著『物語 日本の治水史』<sup>9)</sup>は、このような治水手法を“わざと切り”として紹介する。

**(5) 神門郡家～西国境（石見国）**

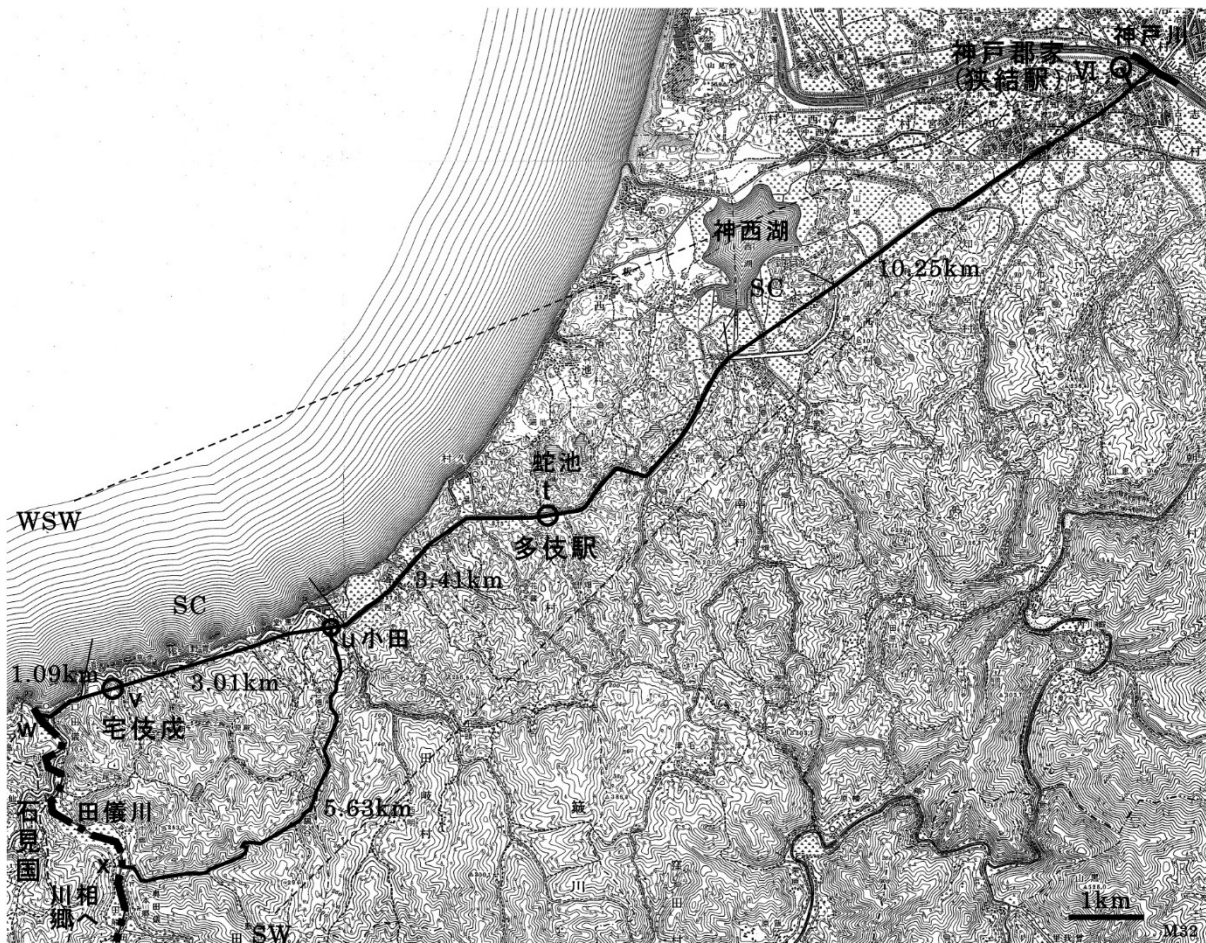


図-18 正西道：神門郡家～西国境

神門郡家VIから石見国境に向かつては、途中で多伎駅及び宅伎成がある。区間を細分化し、神門郡家（狭結駅）VI～19里～多伎駅 t～12里～宅伎成 v～2里～西国境 w と解釈する。また、石見国との国境は、近くに明確な分水嶺がないこと、及び照合値に基づき、通説とも現況（出雲市・大田市境界）とも異なるが、田儀川（中規模河川）と想定する。

以上を踏まえると、多伎駅 t は蛇池の近く、宅伎成 v は高台の手引ヶ丘公園辺りとなる。神門郡家VIからの正西道は、M32 測量図の道路（≒現県道）とほぼ一致する。なお、神西湖近くの SC（ショートカット）及び宅伎成近くの SC は、M32 測量図の道は曲折が激しいことと距離を合わせるためである。神門郡家VI～多伎駅 t：照合値 10.16km－図測値 10.25km(100.9%)、多伎駅 t～宅伎成 v：設定。宅伎成 v～西国境 w：照合値 1.07km－図測値 1.09km(101.9%)。

神門郡家VIから 36 里とされる大田市川合町（川相郷）への道を、小田 u から山間を抜けて田儀川 x に至るルートとしたのは、正西道の代替機能を考慮したこと、及び距離的に整合するという理由による。ただし、神西湖辺りから南下するルートがあったかもしれない。

照合値 19.25km－図測値 19.29km(100.2%)。

## (6) 総距離

道のりの項には、国庁から西国境までは 106 里 244 歩と記載されており、来待橋～宍道駅間で 2 里、出雲郡家～神門軍団間で 7 里を補うと照合値の計は 106 里 229 歩となり、ほぼ整合する。この値に東国境～十字街 41 里 180 歩を加え、東西距離を求めると 148 里 109 歩となる。しかし、風土記巻頭には出雲国の東西は 137 里 119 歩と記載されており、約 11 里の差が生ずる。この間の事情は不明であり、今後の課題とせざるを得ない。

## 5. まとめ

以上の検討結果をまとめたものが、「図-1 出雲国の交通路網」である。

### (1) 東国境～国庁付近の十字街

概ね通説どおりだが、距離合わせの直線的・恣意的ルートである。

### (2) 枉北道

#### a. 十字街～島根郡家

十字街～朝酌渡は、通説どおりのルートである。

朝酌渡～島根郡家間には、朝酌川を渡る水上交通路があったと推定する。

#### b. 島根郡家～秋鹿郡家

北の山すその道を通り西に向かい、佐田水海の水上交通路を船で渡ったのち、入海沿いをたどったと推定する。

#### c. 秋鹿郡家～楯縫郡家

秋鹿郡家～楯縫郡間は入海沿いに行く。郡境は本文記事の伊野川ではなく、小境付近の尾根筋とすると距離が合う。行政区画の変更があったと推察する。

#### d. 楯縫郡家～正西道

楯縫郡家～出雲郡家間は、入海西岸沿いを通り、郡家の東方で正西道に達するルートとする。

### (3) 正西道

#### a. 十字街～佐雑崎（意宇・出雲郡境）

通説の沿岸ルートでは風土記記事と実情が全く合わず、山間にルートを設定すると合致する。律令期以前からの道が記載されたと思われる。風土記編纂時は、駅路の整備が進んだとされる天智・天武朝（668～686年）より約50年が経過しているため、高規格の“沿岸ルート（新ルート）”は放棄されたと考える。

#### b. 佐雑崎～出雲郡家

通説ルートを踏襲したが、出雲郡家の位置の確定を待つて再考する必要がある。

#### c. 出雲郡家～神門郡家

出雲郡家～斐伊川～神門軍団～神戸川～神門郡家の順と推定したが、不確定要素が多い。出雲郡家及び神門軍団の位置が確定すれば、ルートは自ずと明らかになるであろう。

#### d. 神門郡家～多伎駅～宅伎成～西国境

神門郡家より西の平地部ではほぼ直線状であり、現在の県道と重なる。多伎駅は現久村町、宅伎成は手引が丘、石見との国境は田儀川と推定する。ただし、距離合わせを優先している。

### (4) 正南道（玉作街～大原郡家）

起点を玉造温泉街ではなく、通説どおり入海（宍道湖）側に設定すると、意宇・大原郡境までの距離が合う。郡境～大原郡家についても、通説ルートである。

### (5) 南西道（大原郡家～南西国境）

#### a. 大原郡家～斐伊川～熊谷軍団～飯石郡家

大原郡家から斐伊川を渡ると、そこには熊谷軍団があり、飯石郡家につながる。概ね通説ルートである。

#### b. 飯石郡家～南西国境

飯石郡家は現掛合町郡に位置する。いくつかのルートのうち、勾配が緩く歩きやすい入間～刀根～獅子～頓原を経由するルートと推定する。

### (6) 東南道（大原郡家～仁多郡家）

大原郡家～郡境～仁多郡家まで、概ね通説どおりのルートである。

### (7) 正東道（仁多郡家～伯耆国境）

記載値に基き、横田町中心部を経由し、伯耆国境（阿志毘縁山）に至るルートを選定する。

### (8) 正南道（仁多郡家～備後国境）

仁多郡家から馬木を通り烏帽子山（遊詫山）近くの峠を越えるルートで、現在は峠付近で途絶している。

多くのルートは、明治・大正期の道路と一致する。例外区間はあるにしても、1300年以上（このとき新設ではないので2000年以上？）の歴史をもつといえる。自動車交通の発達により大正期以降の変貌は著しいが、自然改変の少ない徒歩の道は、長い年月を経てもあまり変わらなかったようである。そうした中で、山陰道（東国境～西国境）は他の道とは異なり、幅広くまっ直ぐという

上意下達の理念先行で、無理を押しつけて建設されたと思われ、その結果、維持ができずに埋もれてしまった区間が多い。

風土記は、古代出雲国の国土と交通について書かれた「国土交通白書」ともいえる。ただし、水上交通路の存在や建設中の道路のことなどは書かれていないし、郡境の移動や尺度変更による換算などの説明はない。正確な記事の中に、しばしば理解しがたい部分が出てくるのは、これらが反映されていないためだと思われる。

しかし、説明不足や不首尾があることを認めても、基本的には正確であり、出雲国はずっと昔（弥生時代？）から文化レベル・技術レベルが高かったことを想像させる。

検討に用いた島根県古代文化センター編「解説出雲国風土記」及び明治・大正期の測量図はともに有用であった。前者には、多くの資料と研究が網羅されており、依拠文献として安心感があった。後者には、現在では廃れたり、変わったりした道が描かれており、風土記時代（奈良時代）の道筋を推定するのに好適であった。また、当時の実情を推察するのに、現地調査、測量、景観、道路計画、案の比較検討の手法等の土木技術の経験が役に立った。課題に直面したとき、自分ならこうする、こう計画するという判断（先人がもたなかった一つの情報）と、技術者が正確さと合理性を求めることは古今共通だという確信である。

過年度の研究報告において、出雲国風土記における山の高さの測定方法、郡家の位置、郡家～主要な山までのルートと登山道等を明らかにし、本稿では主要な交通路について解読した。これにより、風土記に書かれた出雲国の「国土・交通」の骨格が示せたと思う。ただし、一面的な推定や未解明な点も多いので（ペーロケ段階）、読者のご指摘や各種情報、現地での発掘調査、郡家位置の確定等により再考する必要がある。また、在地情報が不可欠な各郡内の状況については未検討である。有志と地元の協働で解けないものか。

## 参考文献

- 1) 島根県古代文化センター：解説出雲国風土記，2016.
- 2) 吉田薫：出雲国風土記記載の測量データの解釈：各郡の郡家と山の位置関係，2017年度島根県技術士会研究報告，2018.
- 3) 新井宏：『出雲風土記』に現れた「古韓尺」，古代文化研究第19号，島根県古代文化センター，2011.
- 4) 掛合町誌編纂委員会：掛合町誌，1984.
- 5) 1)と同じ.
- 6) 近江俊秀：古代道路の謎，祥伝社，2013.
- 7) 池橋達雄：宍道町西部の古代山陰道をめぐって，宍道町歴史叢書 2，島根県宍道町教育委員会，1998.
- 8) 出雲市市民文化財課：出雲国古代山陰道発掘調査報告書，出雲市教育委員会，2017.
- 9) 竹林征三：物語日本の治水史，鹿島出版会，2017.